

議案第34号

都市公園を設置すべき区域の決定について

都市公園法（昭和31年法律第79号）第33条第1項の規定に基づき、都市公園を設置すべき区域を別紙のように定める。

令和4年3月3日提出

小松島市長 中山俊雄

- 1 都市公園を設置すべき区域  
小松島市小松島町字新港29番地の11ほか
  
- 2 面積  
3,356平方メートル

以上